

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年11月30日
【会社名】	日本P C サービス株式会社
【英訳名】	Japan PC Service Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 家喜 信行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市広芝町9番33号
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長家喜信行は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成27年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高の金額が高い拠点から合算していき、全体の売上高の概ね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。当該重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、仕入高、棚卸資産及び人件費に関する業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

なお、連結子会社である有限会社有明電子サービス及びテクニカル九州株式会社については、評価範囲に含めておりません。有限会社有明電子サービス及びテクニカル九州株式会社は、平成27年8月17日付けの株式取得により連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要なとされる相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためであります。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、有限会社有明電子サービス及びテクニカル九州株式会社は、平成27年8月17日付けの株式取得により連結子会社となったものであり、内部統制の評価に必要なとされる相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できませんでした。

また、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

平成27年8月期決算監査において、監査法人からの指摘により太陽光発電システム及び蓄電池事業に係る得意先に対する債権の回収可能性に疑義が生じていることが判明し、再度検討した結果、債権の一部に貸倒引当金を計上する必要があると判断いたしました。当該修正は、連結財務諸表に影響を与えるものであり、連結財務諸表及び財務諸表を適切に修正しております。

今回の件は、新規事業である太陽光発電システム及び蓄電池事業の債権管理の不備が主たる要因であり、販売プロセスにおいて内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであります。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、連結会計年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤りが連結会計年度末日後の連結財務諸表及び財務諸表作成の過程で発見されたためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、上記の不備につきましては、再発防止に向けて、以下の改善策を検討・実施してまいります。

- (1) 太陽光発電システム及び蓄電池事業における業務プロセスの見直し
- (2) 債権管理体制の再整備及び適切な運用の実施
- (3) リスク管理体制の再整備及び適切な運用の実施
- (4) 内部監査およびモニタリング体制の強化
- (5) 職務権限や職務分掌の見直し

#### 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。